

## みやま市地域公共交通計画の策定について

### (1) 目的

本市では、将来にわたって市民生活を支える持続可能な公共交通体系の構築、並びに区域外の移動を支え地域の活性化に寄与する公共交通体系の構築に向けた総合的な計画を策定するとともに、行政・交通事業者・市民などの関係者が一丸となって、効果的・効率的な施策展開を推進していくため、平成 29 年度に「みやま市地域公共交通網形成計画」を策定し、地域公共交通の確保維持に努めてきた。

コミュニティバスの運行開始により、地域ニーズに対する一定の充足は得られているものの、問題点や課題の解消には至らず効果は限定的となっている。また、自家用車の普及や人口減少、コロナ禍の影響等により、長期的な公共交通利用の低迷とそれに伴う運行欠損の増加が引き続く中、地域社会全体の価値を高めるためには、現在の在り方を見直し、地域の特性を踏まえた利便性が高く誰もが利用しやすい持続可能な地域の公共交通体系を構築し、これを維持していくことが重要となっている。

こうしたことから、令和 2 年 11 月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正法により策定が努力義務化された、地域交通のマスタープランとなる「みやま市地域公共交通計画」を策定する。

### (2) 計画の位置づけ

上位計画・関連計画である「みやま市総合計画」や「みやま市都市計画マスタープラン」で定める将来都市像を踏まえ、各種関連計画と連携しながら、地域交通のマスタープランとして策定する。

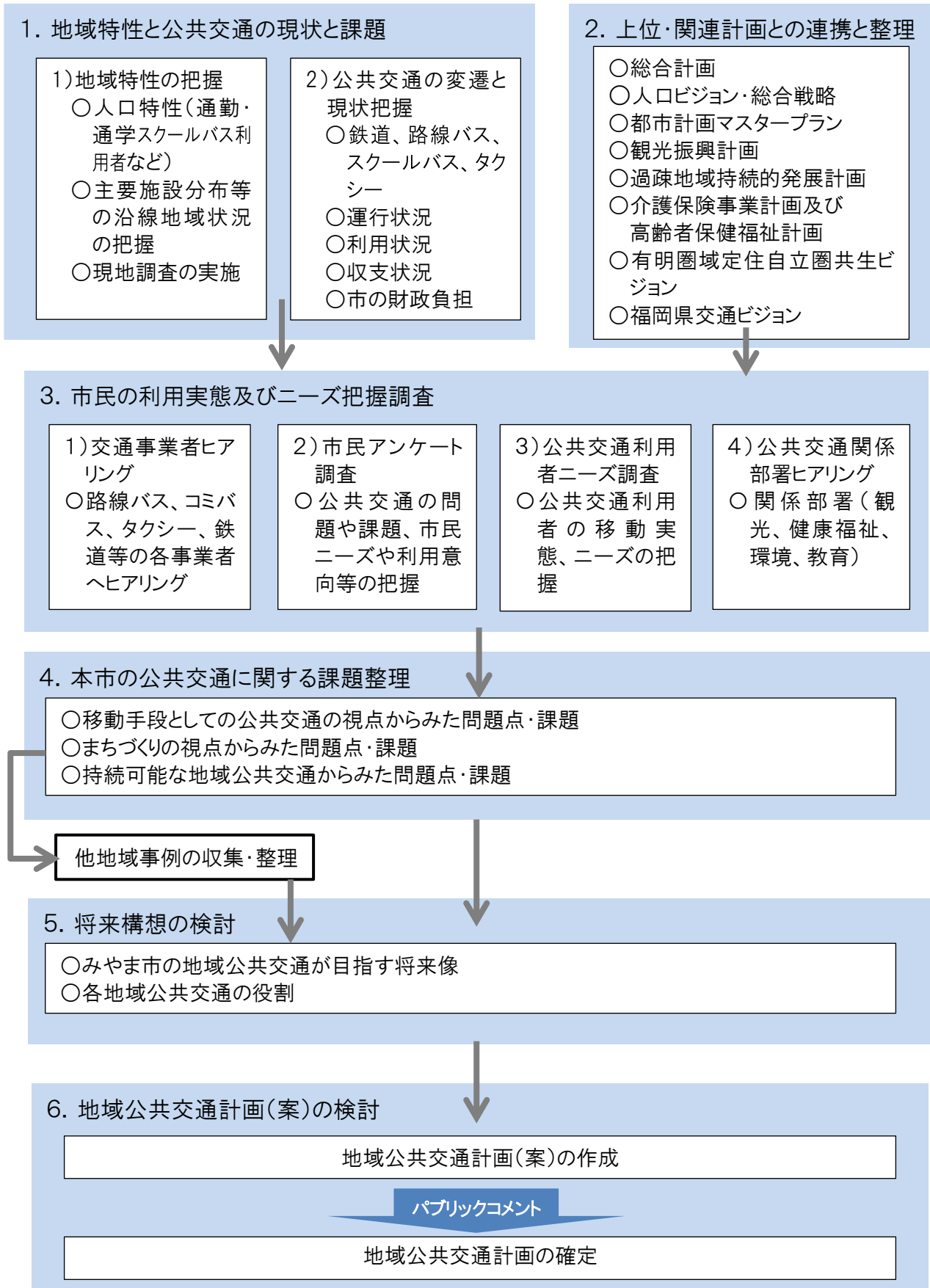
### (3) 対象地域

みやま市全域

### (4) 計画の期間

令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間

# I 地域公共交通計画策定の流れ



### Ⅲ 地域公共交通計画策定の体制

#### (1) みやま市地域公共交通活性化協議会

- ・みやま市地域公共交通活性化協議会（本会議）は「地域公共交通活性化再生法」6条に基づく法定協議会。
- ・本協議会は、地域公共交通計画の作成に関する協議・実施に関する連絡調整のみならず、計画の実施に関しても協議ができる。

#### (2) みやま市地域公共交通計画策定部会（新規設置）

- ・みやま市地域公共交通活性化協議会の下部組織として、みやま市地域公共交通計画（案）策定部会を立ち上げ、議論しやすい環境を整備する。
- 事前には深い議論や議論内容の調整を図り地域公共交通計画での議論を効率化する。

#### ▼構成員

1	NPO 法人 タウンコンパス	井上 信昭
2	みやま市行政区長会	岩屋 湊
3	瀬高交通自動車有限会社	徳永 勉
4	ニコニコ光タクシー株式会社	大塚 武康
5	みやま市民生委員児童委員協議会	内山田 建夫
6	みやま市老人クラブ連合会	東原 幸子
7	みやま市社会福祉協議会	大津 一義
8	公募委員（公共交通を利用している市民等）	江口 未代
9	みやま市企画振興課	木村 勝幸
10	みやま市教育総務課	（調整中）

### Ⅳ スケジュール

作業項目	令和4年									令和5年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現状整理・上位関連計画の整理	■											
ニーズ把握			■									
問題点・課題の検討					■							
目標実現のための施策の検討						■						
計画案の作成									■			
パブリックコメント												■
活性化協議会の開催			①		②			③		④	⑤	
策定部会の開催				①			②		③	④		